

グループホーム入居者が通所する障がい福祉サービス事業所が休業要請を受けた場合等
及び障がい福祉サービス事業所が在宅でのサービスを提供した場合の取扱いについて

令和2年4月14日（事務連絡）

芦屋市福祉部障がい福祉課

今般、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」が令和2年4月9日に発出されていますが、その中で、グループホーム入居者が通所する障がい福祉サービス事業所が休業要請を受けた場合等及び障がい福祉サービス事業所が在宅でのサービスを提供した場合における臨時的な取扱いが示されていますので、芦屋市においても以下のとおりの取扱いとします。実施にあたっては、事前に芦屋市障がい福祉課障がい福祉サービス係（TEL：0797-38-2043）までご相談ください。

1 届出について

「新型コロナウイルスへの対応に伴う共同生活援助（グループホーム）における臨時的対応の届出（共通様式）（別紙）」により、臨時的な在宅でのサービスの実施開始日及び対象とする利用者を芦屋市障がい福祉課障がい福祉サービス係宛てに届出が必要となります。その際、在宅支援が可能である体制が整備されていることを確認致しますので、届出書に必要事項を記載のうえ、提出してください。

届出方法

①所定の届出様式に必要事項を入力し、メールにて提出してください。

②メール送信の旨、電話連絡をしてください。

※メールでの提出が困難な場合は所定様式を郵送または来庁にて提出いただいても構いません。

※届出の内容に疑義がある場合は、当課より確認させていただく場合があります。

※事業所の運営規定の変更は不要です。

《提出先》

芦屋市障がい福祉課障がい福祉サービス係（担当：野田・北村・古家・長谷）

TEL 0797-38-2043 FAX 0797-38-2160

MAIL syougai-fukushi@city.ashiya.lg.jp

2 通所系の障がい福祉サービス事業所が休業要請を受けた場合等

通所系の障がい福祉サービス事業所が休業要請を受けた場合や通所の自粛要請があった場合に、グループホームの職員が入居者に対して昼間に必要な支援を行った場合は、心身の状況等により日中活動サービスを利用できない場合と同様に当該サービスを利用できない期間が月に3日以上ある場合においては、グループホームの「日中支援加算（Ⅱ）」の算定対象とします。

※日中支援加算の算定要件については、障がい福祉サービス等を利用する予定であった日に、利用できなくなった場合に限り算定することができるため、土日祝等の日中活動がない日は算定できません（従前の取扱いどおり）。

3 通所系の障がい福祉サービス事業所が在宅でのサービスを提供した場合

グループホーム入居者が通所する障がい福祉サービス事業所の職員が、グループホームへの訪問等によりできる限りの支援の提供を行ったと市が認める場合は、障がい福祉サービス事業所に対し、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬の対象となります。

よって、「1 障がい福祉サービス事業所が休業要請を受けた場合」の日中支援加算（Ⅱ）と上記報酬については、いずれか一方の算定となります。

このため、あらかじめグループホームと通所先の障がい福祉サービス事業所との間で、当該利用者への日中の支援の対応や役割等について情報共有していただき、グループホームと通所する障がい福祉サービス事業所の両方による昼間の支援がなされる場合は、いずれか1ヶ所の事業所に支払われた報酬について、事業所間の協議により按分等の方法で分配していただくなどの調整は可能となりますので、事業所間で事前協議をお願いします。

4 障がい福祉サービス費の請求について

請求方法については従来どおり兵庫県国民健康保険団体連合会への請求となります。

支援を行った日は、実績記録票の備考欄に支援した内容を記載してください。また、「2 障がい福祉サービス事業所が在宅でのサービスを提供した場合」に記載のあるとおり、事業所間での按分等による分配をする場合は、事業所間で調整をお願いします。

なお、通所する障がい福祉サービス事業所を欠席する際に通所先の事業所が請求できる「欠席時対応加算」については同日での請求が可能です。

5 その他

- (1) 本取扱いについては、本事務連絡発出日以降の暫定的な対応とします。
- (2) 本取扱いの対象者は、芦屋市役所で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者へご確認ください。
- (3) 今回お示ししている内容については、あくまでも新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取扱いですのでご注意ください。